

住民基本台帳ネットワークシステムを活用した 住所変更届等の届出手続の簡素化について

平成 23 年 1 月 31 日

日 本 年 金 機 構

1 背 景

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 110 号。以下「事業改善法」という。）により、平成 23 年 4 月から、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を活用し、本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所等）の提供を受け、住所変更、死亡等に係る届出の省略を行うことができることとされた。

なお、届出の省略の具体的な範囲については、省令において定めることとなっており、準備状況等を踏まえ段階的に施行することとしている。

2 実施方針

（1）受給権者：住所変更届、死亡届について平成 23 年 7 月実施予定
（今後、必要な省令改正を実施）

○ 受給権者については、平成 18 年から現況届の省略を行う中で、住民票コードの収録を進め、現段階で 98% を超える者に収録済。

○ 本年 6 月に送付する年金振込通知書において、住民票コードの収録状況（収録の有無や住民票の住所）と届出省略について周知した上で、本年 7 月から実施予定。

※ このほか、介護施設入居者など住民票の住所と異なる居所を希望する方については、引き続き、ご本人等に届出をしていただくことを周知。

○ 本年 7 月以降、住基ネットから死亡情報の提供を受けた場合は、未支給年金等の請求漏れを防止する観点から、その約 1 カ月後に、「受給権者のご遺族様」宛に未支給年金等の手続きに関するお知らせハガキを送付。

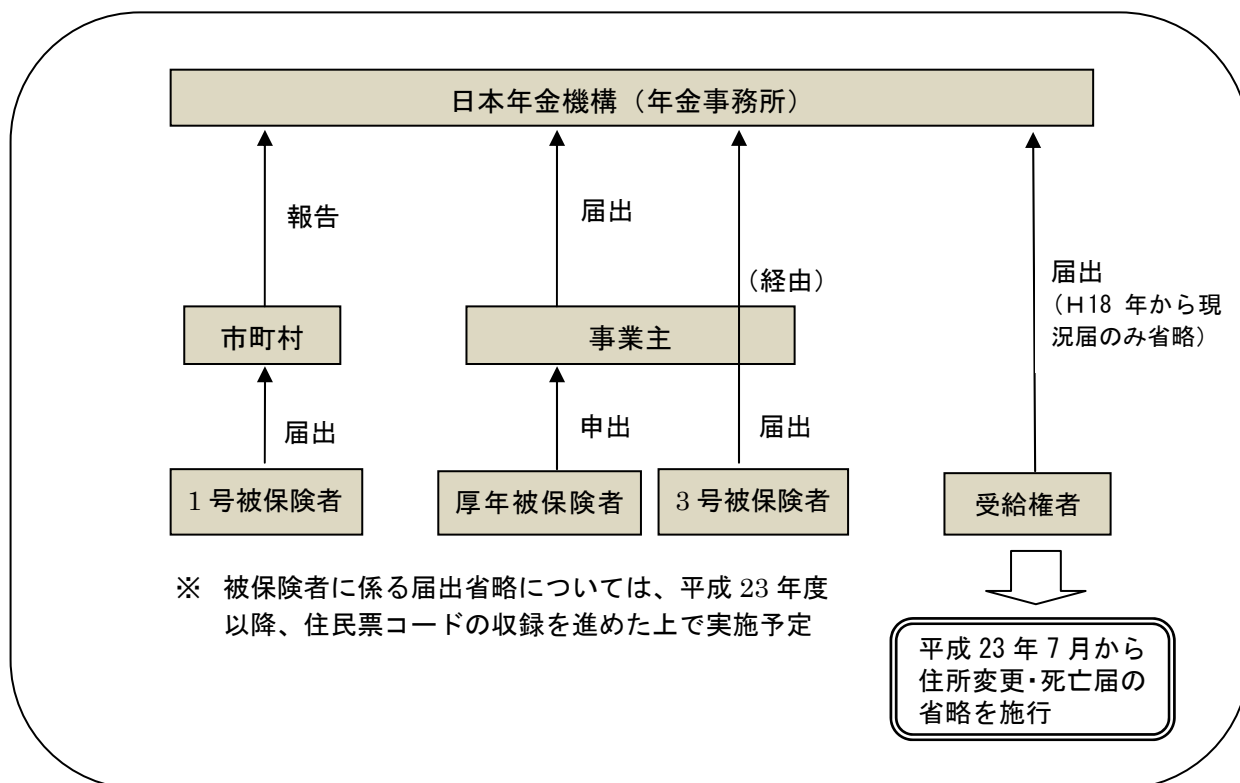
(2) 被保険者：平成23年度以降、住民票コードの収録を進めた上で実施予定

○ 被保険者については、住民票コードと基礎年金番号の試行的な突合せを行った結果、以下の理由から収録率が75%程度に留まっているところ。

- ・両者の住所が異なっている（表記が相違する場合を含む）
- ・両者の氏名のカナ又は漢字の表記（外字を含む）が異なっている 等

○ 平成23年度以降において、①突合せ基準の改善を行うとともに、②被保険者ご自身に住民票コード収録に必要な情報を提供していただくことを検討。

【住所変更等の届出手続の現状と見直し】



【住民票コード収録処理と自動更新処理のイメージ図】

